セキュリティ教育実施規程

改廃履歴

改廃履歴	- 改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	2005. 04. 01
1. 1	教育内容の表記見直し	2005. 08. 23
1. 1	教育自分の表記先担し	2005. 06. 25
1. 2	第8条責任者教育にかかる基準の設定 (別表追加)	2005. 11. 21
1. 3	別表 対象者を一部変更	2006. 11. 01
1. 4	JIS Q 15001:2006 移行対応	2007. 09. 10
1.5	第13条 改廃の決裁 社長→副社長	2008. 10. 30
1.6	第13条 改廃の起案 委員会→事務局	2009. 10. 01
1. 7	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1.8	改廃の条文削除	2010. 08. 31
1. 9	組織改編に伴う様式の変更	2012. 04. 01
2.0	第5条、第12条に教育計画と報告に関する文章を追加 第6条、第10条の対象範囲を変更 別表(教育計画と報告)を追加 様式1、様式2の書式変更 様式3の削除	2013. 10. 15
2. 1	様式1、様式2の押印欄変更	2016. 04. 01
3. 0	CSIRT設置に伴う変更	2016. 09. 01
3. 1	元号改正に伴う改正 (様式1~2)	2019. 05. 01
3. 2	様式の電子決裁化に伴い、教育予定表兼実施結果報告書の全員用と個別 用を統合	2022. 11. 01

目 次

第	1条	目的
第	2条	適用範囲
第	3条	情報セキュリティ委員会の役割および責任
第	4条	情報セキュリティ責任者の役割および責任
第	5条	教育計画
第	6条	従業員教育
第	7条	新卒採用社員および中途採用社員教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	8条	責任者教育
第	9条	退職者教育
第1	0条	派遣社員教育
第1	1条	業務委託先教育
第1	2条	教育実施報告

セキュリティ教育実施規程

規程番号 0307-0000-00-規制 定日 2005年 4月 1日

改正日 2022年11月 1日

(目 的)

第 1条 本規程は当社の全ての従業員等が情報セキュリティマネジメントシステムおよび 個人情報保護マネジメントシステムに適合するために教育を計画的かつ効果的に実施すべき内容について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2条 本規程は、当社の情報資産を取り扱う全ての従業員等に適用する。

(情報セキュリティ委員会の役割および責任)

- 第 3条 情報セキュリティ委員会は、次に掲げる事項を実施し、当社内の情報セキュリティおよび個人情報保護に必要な教育を計画し、実施しなければならない。
 - (1)教育計画の立案
 - (2) 教育に必要な教材の調達および作成
 - (3) 教育の実施および実施結果の評価

(情報セキュリティ責任者の役割および責任)

- 第 4条 情報セキュリティ責任者は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 自部門の従業員等への教育実施状況の管理
 - (2) 情報セキュリティ委員会への教育実施状況の報告
 - (3) 自部門の従業員等の教育実施記録の採取
 - (4) 自部門の従業員等への情報セキュリティおよび個人情報保護の意識の啓蒙

(教育計画)

- 第 5条 情報セキュリティ委員会は、毎年、次に掲げる事項を含めた情報セキュリティおよび個人情報保護に関する教育計画書を作成し、従業員等に効果的且つ教育効果の監視が可能な方法で教育を推進する。教育計画に使用する資料は別表1「教育計画と報告」のとおり。
 - (1) 教育対象
 - (2) 教育内容
 - (3) スケジュール
 - (4) 実施方法

(従業員教育)

第 6条 情報セキュリティ委員会は、役員を含めた従業員全員に年1回以上の定期的な情報セキュリティおよび個人情報保護の教育を計画し、実施する。

また、サイバー攻撃対策などのIT技術やシステム利用をテーマにした教育については、CSIRTが適時計画し実施する。

(新卒採用社員および中途採用社員教育)

第 7条 情報セキュリティ委員会は、新卒採用社員および中途採用社員に対して、当社の 従業員等として情報セキュリティおよび個人情報保護の教育を計画し、実施する。

(責任者教育)

第 8条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、 CSIRT責任者等に任命された従業員に対して責任者としての教育を計画し、実施する。各責任者の必要とされる能力、教育内容は別表 2 「責任者教育にかかる基準」のとおり。

(退職者教育)

第 9条 情報セキュリティ委員会は、退職者に対して業務に利用していた情報資産の秘密 保持に関する教育を実施する。

(派遣社員教育)

第10条 情報セキュリティ委員会は、業務を遂行する派遣社員に対して情報セキュリティ および個人情報保護の教育を計画し、実施する。

(業務委託先教育)

第11条 情報セキュリティ委員会は、当社に於いて当社の業務を遂行する業務委託先事業者に対して、業務委託事業者の責任者に教育実施の許可を得た上で、情報セキュリティおよび個人情報保護の教育を計画し、実施する。

(教育実施報告)

- 第12条 情報セキュリティ委員会は、教育を実施した場合、次の事項について実施状況を 確認し、内容について評価しなければならない。教育実施報告に使用する資料は別 表1「教育計画と報告」のとおり。
 - (1) 教育内容
 - (2) 実施日(期間、回数)
 - (3) 対象者、人数
 - (4) 講師
 - (5)参加者、欠席者
 - (6) 受講欠席者、理解度の低いメンバーへのフォローアップ対応

教育計画と報告

教 育 対 象	使用する資料	
従業員教育		
新卒採用社員および中途採用社員教育	教育予定表兼実施結果報告書(様式1)	
責任者教育		
派遣社員教育	1	
業務委託先教育		

責任者教育にかかる基準

対 象 者	必要とする能力	教育内容
情報セキュリティ責任者	情報セキュリティマネジメン トに関する知識を有し、部門	情報セキュリティマネジメン ト関連
	の情報セキュリティ確保の責	個人情報保護法・対策関連
	任者として部門を統括できる と。	その他法令・規格
情報セキュリティ管理者	情報セキュリティマネジメントに関する知識を有し、部門の情報セキュリティ確保について実務的に指揮・管理できること。	情報セキュリティマネジメント関連 個人情報保護法・対策関連 その他法令・規格
CSIRT責任者	情報セキュリティマネジメントに関する知識を有し、インシデント発生時には緊急対応を指揮できること。	情報セキュリティマネジメント関連 サイバー攻撃や内部不正の手口など最新のインシデント情報や対策にかかる技術情報